（企画調整官）

第二百七十七条　東京税関の総務部に、企画調整官二人以内を、函館税関の総務部に、企画調整官一人を置く。

2　［略］

（システム企画調整官）

第二百七十八条　東京税関の総務部に、システム企画調整官十三人以内を、神戸税関の総務部に、システム企画調整官四人以内を、大阪税関の総務部に、システム企画調整官三人以内を、函館税関、横浜税関、名古屋税関及び長崎税関の総務部に、システム企画調整官それぞれ二人以内を、門司税関の総務部に、システム企画調整官一人を置く。

2　［略］

（税関考査官）

第二百八十条　［略］

2　税関考査官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、並びに上席調査官及び調査官の行う事務を総括する。

一　税関行政の考査を行うこと。

二　税関長の指定する事務に関すること。

（首席税関考査官）

第二百八十一条　［略］

2　首席税関考査官は、命を受けて、前条第二項第一号に規定する考査を行い、及び税関考査官の行う事務を整理する。

（上席調査官及び調査官）

第二百八十五条　各税関を通じて総務部に、上席調査官七十七人以内及び調査官百十七人以内を置く。

2　前項の上席調査官は、命を受けて、第二百七十二条各号、第二百七十二条の二各号、第二百七十三条各号及び第二百八十条第二項各号に規定する事務を処理し、並びに次項の調査官の行う事務を総括する。

3　第一項の調査官は、命を受けて、第二百七十二条各号、第二百七十二条の二各号、第二百七十三条各号及び第二百八十条第二項各号に規定する事務を処理する。

（監視部に置く課等）

第二百八十六条　［略］

2　前項に掲げる課及び室のほか、監視部に、統括監視官、特別監視官及び保税地域監督官を置く。

3　［略］

（監視取締センター室の所掌事務）

第二百八十八条　［略］

一　［略］

二　旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係る関税、内国消費税及び貨物割並びに国際観光旅客税の統一的な賦課及び徴収に係る調整に関すること。

三　関税定率法及び関税暫定措置法に規定する製造工場に関する事務の統一的な実施に係る調整に関すること。

四　コンテナーに関する通関条約の統一的な実施に係る調整に関すること。

（企画調整官）

第二百七十七条　東京税関の総務部に、企画調整官二人以内を、函館税関及び長崎税関の総務部に、企画調整官それぞれ一人を置く。

2　［同上］

（システム企画調整官）

第二百七十八条　東京税関の総務部に、システム企画調整官十二人以内を、神戸税関の総務部に、システム企画調整官四人以内を、大阪税関の総務部に、システム企画調整官三人以内を、函館税関、横浜税関、名古屋税関及び長崎税関の総務部に、システム企画調整官それぞれ二人以内を、門司税関の総務部に、システム企画調整官一人を置く。

2　［同上］

（税関考査官）

第二百八十条　［同上］

2　税関考査官は、命を受けて、税関行政の考査を行い、及び税関長の指定する事務を処理する。

［号を加える。］

［号を加える。］

（首席税関考査官）

第二百八十一条　［同上］

2　首席税関考査官は、命を受けて、前条第二項に規定する考査を行い、及び税関考査官の行う事務を整理する。

（上席調査官及び調査官）

第二百八十五条　各税関を通じて総務部に、上席調査官七十二人以内及び調査官百十五人以内を置く。

2　前項の上席調査官は、命を受けて、第二百七十二条各号、第二百七十二条の二各号及び第二百七十三条各号に規定する事務を処理し、並びに次項の調査官の行う事務を総括する。

3　第一項の調査官は、命を受けて、第二百七十二条各号、第二百七十二条の二各号及び第二百七十三条各号に規定する事務を処理する。

（監視部に置く課等）

第二百八十六条　［同上］

2　前項に掲げる課及び室のほか、監視部に統括監視官、特別監視官及び保税地域監督官を置く。

3　［同上］

（監視取締センター室の所掌事務）

第二百八十八条　［同上］

一　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］